

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第53回)

~~(1) 企業の部~~ (2) 一般の部

受付
番号 (般) 6

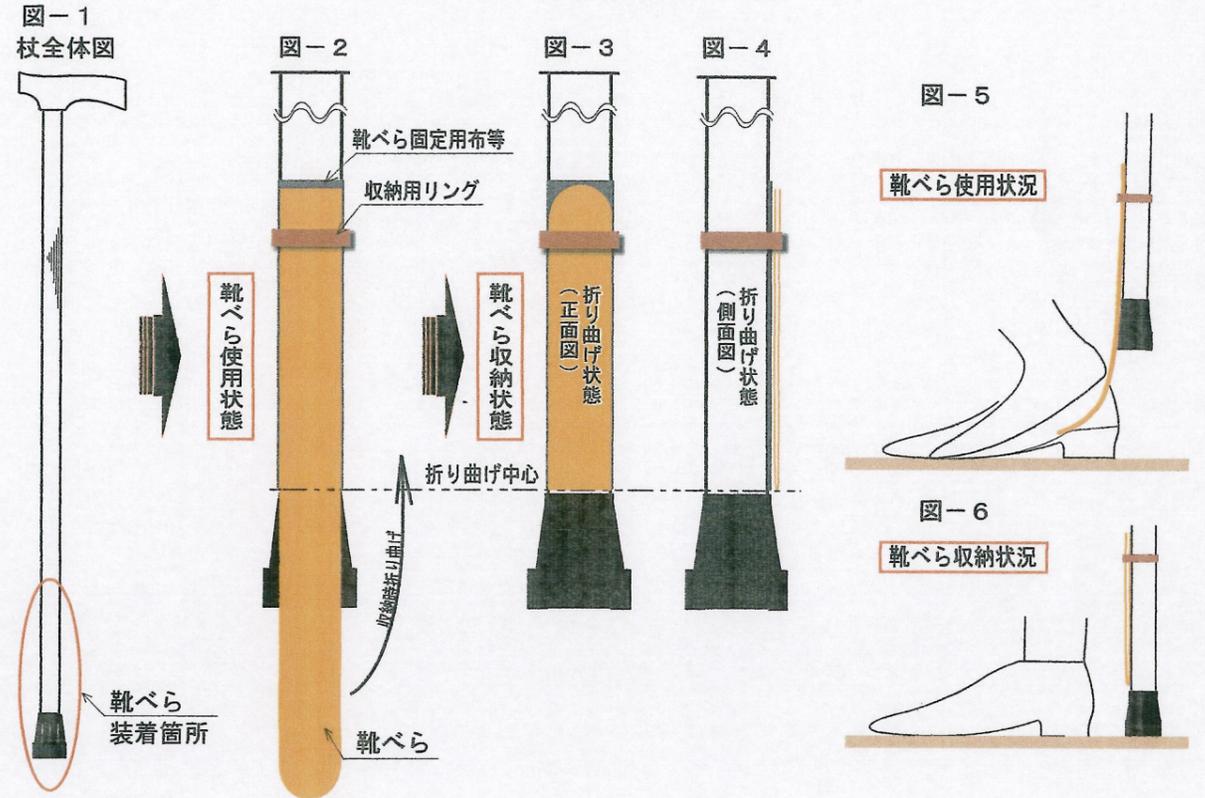
ふりがな	くつべら きこう を そなえた つえ			
作品の名称	靴べら機構を備えた杖			
ふりがな		ふりがな	ひぐち たかこ おがわ ようこ	
会社名		発明者名	樋口 孝子 小川 陽子	
特許・実用・意匠 の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号 特願 2015-167589	登録番号	外国特許他

特徴と要点 (必ずご記入下さい)

- 従来、杖は足の不自由な人や、高齢者など足腰が弱い人の必需品である。
- 即ち、杖は外出などの歩行の際に、身体を支える道具として使用されている。外出するために靴を履くときは、健常者は、身体を屈ませて靴を履く。しかしながら、足の不自由な人や高齢者など足腰が弱い人は身体を屈ませることは困難であり、補助者に靴を履かせてもらう等の補助作業が必要となる。従来から柄の長い靴べらは知られているが、柄の長い靴べらは携帯には不向きであり、杖と靴べらの両方を持ち歩くことは現実的ではない。そこで、従来からある杖と靴べらを組合わせて、一体化できれば外出時に(長い靴べらがなくても)自分一人で靴を履くことができ、閉じこもりがちな高齢者も気軽に社会参加ができ、生活の質が向上する。
- 杖本体の下部に折り畳み式靴べらを備え、使用者が靴を履くときには、杖に付いている折り畳み靴べらを使い、立ったままの姿勢でその足の踵と靴の間に靴べらを差し込むことが容易にでき、そのまま杖を引っ張り上げれば、簡単に靴を履くことができる。なお、歩行するときには折り畳まれるので、杖としての機能に支障はなく、靴べらが足に当たることもない。
また、万が一靴を履くときによろけそうになっても、靴べらを軟質プラスチック(弾性・復元力がある)を採用することにより杖本来の機能を阻害せず安全に身体を支えることができる。

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

靴べら機構を備えた杖



【靴べら機構を備えた杖 説明文】

- 従来からある杖本体の下方部に、折り畳み式の靴べらを取り付け、杖と一体化する。(図-1, 3)
- 靴を履く時は、靴べらを収納用リングから取り出し、靴と踵の間に差し込み、杖の持ち手を引張る様にして、靴を履く。(図-2, 5)
- 使用後は折り畳み、収納用リングに差し込み収納する。(図-3, 4, 6)
- 靴べらの下側半分は、軟質プラスチックを芯として使い、その特長である弾性力・復元力を利用するものである。なお、下側の靴べらはパイル生地やベルベット等の滑りやすく、丈夫でなおかつ肌触りの良い生地で、袋状にしてプラスチックの芯を包み込む。靴べらの上側半分も、同様の生地を使用し、杖本体に接着材などで固定する。
- 靴を履くときは、靴べらを踵の下に入れ、引張って履く。靴べらは滑りやすく、軽くて立ったままの姿勢でも、踵が靴に簡単に収まる。(図-5)
- 靴べらの収納は、布などのリング状の物に差し込み収納する。なお、収納用リングは、杖本体に固定されている。(図-3, 4, 6)

記載注意事項

- 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることがあります。
- 従来のも(或いは方法)に比し、どこを(何を)どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面(略図でよい)でご説明下さい。
- 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしぼってご記入願います。